全国家康公ネットワークの推奨ロゴマーク使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全国家康公ネットワーク(以下「家康公ネット」という。)が実施する徳川 家康公顕彰事業(以下「顕彰事業」という。)の推進に寄与し、その気運を高めると認められる 商品等における家康公ネットの推奨ロゴマーク(以下「推奨ロゴマーク」という。)の使用に 関し必要な事項を定めるものとする。

(使用対象事業)

- 第2条 推奨ロゴマークの使用の対象となる商品等は、観光誘客や販売促進を通じ、顕彰事業の 推進に寄与し、その気運を高めると家康公ネットが認める事業で、かつ、次の各号のいずれ にも該当しないものとする。
 - (1)公序良俗に反するおそれがあるもの
 - (2) 宗教的又は政治的な要素を有していると認めるもの
 - (3) 顕彰事業の品位を害するおそれがあると認めるもの
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、家康公ネットが不適当であると認めるもの

(使用の承認の申請)

第3条 推奨ロゴマークの使用承認を受けようとする者は、当該事業の開始日の1月前までに、 家康公ネット推奨ロゴマーク使用承認申請書(様式第1号。以下「承認申請書」という。)を 家康公ネット会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

(使用の承認)

- 第4条 会長は、承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、推奨ロゴマークの使用の承認を決定し、家康公ネット推奨ロゴマークの使用承認書 (様式第2号)を申請者に交付するものとする。
- 2 会長は、前項の規定による推奨ロゴマークの使用の承認に際して、必要な条件を付することができる。

(使用の方法)

第5条 推奨ロゴマークの使用に係わる方法、制限その他必要な事項は、会長が別に定めるもの とし、推奨ロゴマークの使用の承認を受けた者は、これを遵守しなければならない。

(事業完了の報告)

第6条 推奨ロゴマークの使用の承認を受けた者は、当該承認を受けた事業が完了したときは、 速やかに家康公ネット推奨ロゴマーク使用事業完了報告書(様式第3号)を会長に提出しな ければならない。

(是正の措置)

第7条 会長は、推奨ロゴマークの使用の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると 認めるときは、直ちにその是正の措置を求め、又は当該承認を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請を行ったとき
- (2) 承認の条件に違反したとき
- (3) 第2条各号のいずれかに該当したとき

(事務局の専決)

第8条 事務局である静岡商工会議所は、第3条、第4条及び前2条に規定する会長の権限を 専決することができる。この場合において、事務局は、第4条の規定により承認した事業の 内容又は前条の規定による是正の措置の内容を速やかに会長に報告しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推奨ロゴマークの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、2022年4月16日から施行する。